

内閣府令第 号

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

（貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 貸金業の規制等に関する法律施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

【改正法第二条の規定による貸金業の規制等に関する法律の改正に伴う改正〓4段新旧対照表「別紙2、2」参照・下から1段目を2段目に改正〓】

（貸金業法施行規則の一部改正）

第二条 貸金業法施行規則の一部を次のように改正する。

【改正法第三条の規定による貸金業法の改正に伴う改正^ハ4段新旧対照表「別紙2・2」参照・下から2段目を3段目に改正^ヾ】

第三条 貸金業法施行規則の一部を次のように改正する。

【改正法第四条の規定による貸金業法の改正に伴う改正^ハ4段新旧対照表「別紙2・2」参照・下から3段目を4段目に改正^ヾ】

附 則

(施行期日)

第一条 この内閣府令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二条の規定 改正法附則第十一条の規定の施行の日
- 二 附則第五条及び第六条の規定 改正法附則第十六条第一項及び第二項の規定の施行の日

三 第二条並びに附則第四条、第十五条及び第二十条の規定 改正法第二条の規定の施行の日（第四条において「第三号施行日」という。）

四 第三条並びに附則第七条から第十二条まで及び第二十一条の規定 改正法第四条の規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）

（第一条の規定による貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 改正法附則第十一条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、役員の履歴書、役員の住民票の抄本又はこれに代わる書類及び役員が改正法第二条の規定による改正後の貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。次条において「新貸金業法」という。）第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類とする。

第三条 新貸金業法第二十四条の六の四第一項の規定により貸金業の登録を取り消す場合において、当該貸金業者が施行日において現に貸金業の登録を受けている個人であるときは、当該登録の更新の日の前日までの間は、第一条の規定による改正後の貸金業法施行規則第五条の三の二第一項第一号の規定は適用しない。

(第二条の規定による貸金業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結した場合には、改正法第三条の規定による改正後の貸金業法(以下「第三号新貸金業法」という。)(第四十一の三十五第一項の規定にかかわらず、当該指定信用情報機関に対し、第三号施行日前に締結された貸付けに係る契約(第二条の規定による改正後の貸金業法施行規則(以下この条において「第三号新貸金業法施行規則」という。)(第三十条の十二各号に規定する契約に相当するものを除く。))及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る第三号新貸金業法施行規則第三十条の十三第一項第六号及び第七号に掲げる事項の提供を行わないことができる。ただし、この場合において、貸金業者は当該事項を得るように努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関に当該事項を提供しなければならない。

2 第三号施行日前に締結された極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約を第三号施行日以後に締結した場合には、第三号新貸金業法第四十一の三十五第二項の規定にかかわらず、加入指定信用情報機関(同項に規定する加入指定信用情報機関をいう。以下この項において同じ。))に対し、第三号新貸金業法施行規則第三十条の十三第一項第六号及び第七号に掲げる事項の提供を行わないことができる。ただ

し、この場合において、貸金業者は当該事項を得るように努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関に当該事項を提供しなければならない。

第五条 改正法附則第十六条第一項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
 - 二 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 三 役員の氏名
 - 四 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 五 指定を受けようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 二 試験事務規程
 - 三 試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類

四 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

五 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

六 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

七 申請に係る意思の決定を証する書類

八 役員の略歴

九 第三号新貸金業法第二十四条の八第五項第四号イ又はロの規定に関する役員の前約書

十 役員及び職員の配置の状況並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書面

十一 その他参考となる事項を記載した書類

第六条 改正法附則第十六条第二項の登録を受けようとする者は、別紙様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 申請に係る意思の決定を証する書類

ハ 役員の氏名又は商号若しくは名称及び略歴を記載した書類

二 個人である場合においては、登録等を受けようとする者の略歴を記載した書類及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

三 第三号新貸金業法第二十四条の三十六第一項の講習が第三号新貸金業法第二十四条の三十八第一項の表の上欄に掲げる科目について、同表の下欄に掲げる講師により行われるものであることを証する書類

四 登録講習の実施に関する事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五 登録を受けようとする者が第三号新貸金業法第二十四条の三十七各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 その他参考となる事項を記載した書類

(第三条の規定による貸金業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第三条の規定による改正後の貸金業法施行規則（以下「第四号新貸金業法施行規則」という。）第

十九条第六項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に基づく債権について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に基づく債権については、なお従前の例による。

第八条 第四号新貸金業法施行規則第二十二條第九項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に基づく債権について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に基づく債権については、なお従前の例による。

第九条 第四号新貸金業法施行規則第二十六條の三第九項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付け

の契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等については、なお従前の例による。

第十条 第四号新貸金業法施行規則第二十六条の八第九項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等については、なお従前の例による。

第十一条 第四号新貸金業法施行規則第二十六条の十三第九項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等については、なお従前の例による。

第十二条 第四号新貸金業法施行規則第二十六条の十九第九項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付

けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等については、なお従前の例による。

（銀行法施行規則等の一部改正）

第十三条 次に掲げる府令の規定中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第三十七条第一項」を「第二十四条の六の五第一項」に改める。

- 一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の三十七第四号
 - 二 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第二十五条の十六第四号
 - 三 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第四百四十三条第四号
 - 四 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第八十三条第四号
- （金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第十四条 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省

令第六十九号)を次のように改正する。

第一項第八号中「貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十五条第二項及び第四十二条第三項」を「貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の十第五項及び第四十一条の五第三項」に改める。

第十五条 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令を次のように改正する。

第一項第八号中「及び第四十一条の五第三項」を「、第二十四条の十七第三項、第二十四条の四十九第二項、第四十一条の五第三項及び第四十一条の三十第三項」に改める。

(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則の一部改正)

第十六条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則(平成十一年
総理府
大蔵省 令第三十一

号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号、第五条第一項第二号及び第九条第一項第六号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

別紙様式第一号6・中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、からまでの規定中「貸金業の規制等に関する法律施行令」を「貸金業法施行令」に改める。

（特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令の一部改正）

第十七条 特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令（平成十一年
総理府
大蔵省 令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号」を「貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条の二第三号」に改める。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二十九号中「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に

関する法律施行規則の一部改正)

第十九条 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年内閣府令第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三まで中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第二十条 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表第一から第三までの貸金業法の項中「第十九条」の下に「及び第二十四条の四十七」を加える。

第二十一条 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表第一から第三までの貸金業法の項中「第十九条及び第二十四条の四十七」を「第十二条の四第二項、第十九条及び第二十四条の四十七」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令(平成十九年内閣府令第 号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止

前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則の一部改正)

第二十二條 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十三年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三條第三号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。